

別記

様式第1号

取 下 届

年 月 日付で提出した(変更)認定申請書を取り下げたいので、佐倉市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。		
年 月 日		
(宛先) 佐倉市長		
届出者 氏名又は名称		㊟
1 申請者の住所及び氏名 (法人の場合は所在地及び名称)		
2 申請に係る建築物の位置		
3 申請に係る建築物の用途		
4 取下げの理由		
5 備考		
※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 決裁年月日
年 月 日		年 月 日
第 号		
班員印		班員印

注 1 届出者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

2 ※印のある欄は記入しないでください。

取 下 届 受 付 通 知 書

年 月 日付けで提出された(変更)認定申請書に係る取下届を 年 月 日に受け付けたので、佐倉市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第8条第2項の規定により、次のとおり通知します。

通知番号 第 号

通知年月日 年 月 日

様

佐倉市長



<p>1 申請者の住所及び氏名（法人の場合は所在地及び名称）</p>	
<p>2 申請に係る建築物の位置</p>	
<p>3 申請に係る建築物の用途</p>	

不 認 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

佐倉市長



別添の（変更）認定申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定をしないこととしたので通知します。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所又は主たる事務所の所在地
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 理由

この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、佐倉市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、佐倉市（訴訟において佐倉市を代表する者は佐倉市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

取 り や め 届

年 月 日付け 第 号で認定された認定建築物の工事を取りやめたので、佐倉市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。 年 月 日 (宛先) 佐倉市長 <div style="text-align: right;">届出者 氏名又は名称 ㊟</div>			
1	認定建築主の住所及び氏名 (法人の場合は所在地及び名称)		
2	認定に係る建築物の位置		
3	認定に係る建築物の用途		
4	取りやめの理由		
5	備考		
※ 受 付 欄		※ 決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日	
第 号			
班員印		班員印	

注 1 届出者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

2 認定通知書を添付してください。

3 ※印のある欄は記入しないでください。

取 り や め 届 受 付 通 知 書

年 月 日付けで提出された認定建築物の工事に係る取りやめ届を受け付けたので、佐倉市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第10条第2項の規定により、次のとおり通知します。

通知番号 第 号

通知年月日 年 月 日

様

佐倉市長



1 認定建築主の住所及び氏名（法人の場合は所在地及び名称）	
2 認定に係る建築物の位置	
3 認定に係る建築物の用途	

名 義 変 更 届

年 月 日付け 第 号で認定された建築物に係る認定建築主の名義を変更したので、佐倉市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第 11 条第 1 項の規定により届け出ます。

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

届出者 氏名又は名称 ㊟

譲受人 氏名又は名称 ㊟

1 認定建築主の住所及び氏名 (法人の場合は所在地及び名称)	新	住 所 (所在地)			
		氏 名 (名 称)			
	旧	住 所 (所在地)			
		氏 名 (名 称)			
2 認定に係る建築物の位置					
3 備 考					
※ 受 付 欄		※ 決 裁 欄		※ 通 知 欄	
年 月 日				年 月 日	
第 号				第 号	
班員印				班員印	

注 1 届出者は、変更後の認定建築主（譲受人）と連署して提出してください。なお、氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

2 認定通知書を添付してください。

3 ※印のある欄は記入しないでください。

名義等変更受付通知書

年 月 日付け 第 号で認定した建築物に係る認定建築主の名義変更届を 年 月 日に受け付けたので、佐倉市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第11条第2項の規定により、次のとおり通知します。

通知番号 第 号
通知年月日 年 月 日

様

佐倉市長



1 認定建築主の住所及び氏名（法人の場合は所在地及び名称）	新	住所 (所在地)	
		氏名 (名称)	
	旧	住所 (所在地)	
		氏名 (名称)	
2 認定に係る建築物の位置			
3 備考			

注 この通知書は、(変更)認定通知書につづり込んでおいてください。

低炭素建築物の新築等が完了した旨の報告書（建築士）

年 月 日

（宛先）佐倉市長

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称

㊟

代表者の氏名

低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の工事が完了したので、佐倉市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第12条第1号の規定により報告します。

- 1 低炭素建築物新築等計画の（変更）認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の（変更）認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 建築工事完了の日
年 月 日
- 5 低炭素建築物の新築等が完了したことを確認した建築士
【資格】（級）建築士（ ）登録第 号
【氏名】
【建築士事務所名】（級）建築士事務所（ ）知事登録第 号
【名称】
【所在地】
【電話番号】

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	受付決裁欄
年 月 日	
第 号	
班員印	

（注意）

- 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 認定建築主の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

低炭素建築物の新築等が完了した旨の報告書（建築士以外）

年 月 日

（宛先）佐倉市長

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称

㊟

代表者の氏名

低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の工事が完了したので、佐倉市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第12条第2号の規定により報告します。

- 1 低炭素建築物新築等計画の（変更）認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の（変更）認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 建築工事完了の日
年 月 日
- 5 低炭素建築物新築等計画に従って建築物の建築工事を請負契約に基づき実施した
施工者
【施工者の名称】
【施工者の所在地】
【建設業の許可番号】
【電話番号】
【主任技術者の氏名】

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	受付決裁欄
年 月 日	
第 号	
班員印	

（注意）

- 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 認定建築主の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

改 善 命 令 書

第 年 月 日 号

様

佐倉市長



下記の低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第 57 条の規定により、改善に必要な措置をとるべきことを命じます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定建築主の氏名又は名称
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 命ずる措置
- 6 改善の期限

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、佐倉市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、佐倉市（訴訟において佐倉市を代表する者は佐倉市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

認 定 取 消 通 知 書

第 年 月 日 号

様

佐倉市長



都市の低炭素化の促進に関する法律第 58 条の規定により、下記の建築物の低炭素建築物新築等計画については、その認定を取り消しましたので通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定建築主の氏名又は名称
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 理由

この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、佐倉市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、佐倉市（訴訟において佐倉市を代表する者は佐倉市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。